

Available Information Report for Corporate Management



各種支援制度の概要を理解する！

中小企業施策活用のポイント

- ① 平成28年度重点施策のポイント
- ② 経営サポートに関する施策内容
- ③ 金融・財務サポート施策活用のポイント
- ④ 分野別サポートの内容

1 | 平成28年度重点施策のポイント

1 | 平成28年度重点施策のポイント

平成28年4月、中小企業庁ホームページで「平成28年度中小企業施策利用ガイドブック」が公表されました。

このガイドブックでは、中小企業施策を以下の項目に分類し、項目毎に利用できる施策が説明されています。

1. 平成28年度重点施策（震災対策、経営改善・資金繰り支援など）

※税制については「事業承継円滑化のための税制措置」「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」「交際費等の損金算入の特例」「消費税軽減税率導入に向けた準備の支援」「外国人旅行者向け消費税免税制度」「所得拡大促進税制」「新たに取得する機械装置の固定資産税の特例」などが説明されています。

2. 経営サポート：技術力の強化、創業・ベンチャー支援、経営革新支援、新たな事業活動支援、知的財産支援、再生支援、雇用・人材支援、海外展開支援、取引・官公需支援、経営安定支援、小規模企業支援

3. 金融サポート（融資制度、保証制度）

4. 財務サポート：税制、会計、事業承継

5. 税制

中小企業投資促進税制

企業のベンチャー投資促進税制

エンジェル税制

公害防止税制

地方拠点強化税制

中小企業者等の法人税率の特例

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

6. 会計

中小企業の会計

7. 事業承継

事業承継円滑化支援事業

経営承継法による事業承継円滑化に向けた総合的支援

8. 商業・地域サポート：商業・物流支援

※税制については、「中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度」などが説明されています。

9. 分野別サポート

相談・情報提供：中小企業支援センターなど

本レポートでは、これらの施策のうち、平成28年度の重点的な施策を抜粋しましたのでご確認ください。

■ 3つの重点施策

平成28年度重点施策	1. 経営サポート
	2. 金融・財務サポート
	3. 分野別サポート

2 | 中小企業の定義

本レポートで紹介する施策について、特に注がない限り「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、以下の者を指します。

(1) 中小企業の範囲

業 種 分 類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金3億円以下 又は 従業者数300人以下
卸 売 業	資本金1億円以下 又は 従業者数100人以下
小 売 業	資本金5千万円以下 又は 従業者数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下 又は 従業者数100人以下

(2) 小規模企業者の定義

製造業その他	商業・サービス業
従業員20人以下	従業員5人以下

2 | 経営サポートに関する施策内容

1 | ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援します。

(1)対象となる事業所

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下のいずれかに取り組むものであること。

<革新的サービス・ものづくり開発支援>

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

<サービス・ものづくり高度生産性向上支援>

上記「革新的サービス・ものづくり開発支援」の要件を満たした革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT等を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

(2)支援内容

<革新的サービス・ものづくり開発支援>

- 補助金額 一般型：1,000万円、小規模型：500万円
- 補助率 2/3以内

<サービス・ものづくり高度生産性向上支援>

- 補助金額 3,000万円
- 補助率 2/3以内

※＜革新的サービス・ものづくり開発支援＞の一般型については、5社を上限として複数社での共同事業実施（連携体）が可能。

※給与総額増の取組、TPP 加盟国等への海外展開により海外市場の新たな獲得を目指す取組は加点。

(3)利用方法

- ①各都道府県の地域事務局に、公募期間中に申請書を提出
- ②外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- ③各都道府県の地域事務局から補助金の交付決定通知後、試作品・新サービス開発、設備投資等を実施し、終了後、成果を報告
- ④全国事務局から補助金を受給

2 | 商業・サービス競争力強化連携支援事業

地域経済を面的に底上げするため、中小企業者が行う新しいサービスモデルの開発等を支援します。

(1)対象となる事業所

新促法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画（新連携）」の認定を受け、産学官で連携し、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う新しいサービスモデルの開発等を行う中小企業者。

(2)支援内容

サービスモデルの開発等に係る経費（機械装置費、人件費、マーケティング調査費等）を補助します。（交付元：経済産業局）

- 補助金額 初年度 3,000 万円以下
- 補助率 2/3 以内
- 事業期間 2年

※2年目は、初年度の補助金交付決定額と同額を上限として補助

(3)利用方法

- ①経済産業局に対し、公募期間中に提案書を提出
- ②外部有識者で構成される全国採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が

決定

- ③経済産業局から補助金の交付決定通知後、サービス開発等を実施し、終了後、成果を報告
- ④経済産業局から補助金を受給

3 | 中小企業・小規模事業者の人材確保支援

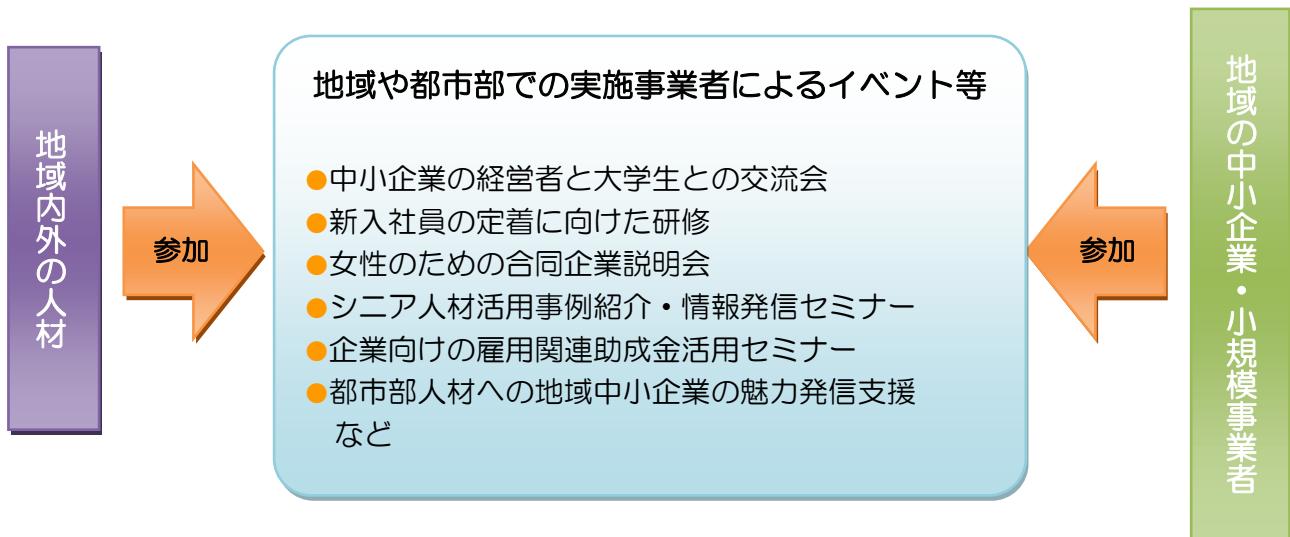
地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から地域の中小企業・小規模事業者の皆様が必要とする人材を発掘し、紹介、定着支援といった事業を行います。

(1)対象となる事業所

若者・女性・シニア等の多様な人材を確保したい中小企業・小規模事業者の方

(2)支援内容

本事業の実施事業者が、地域の中小企業・小規模事業者の人材確保を支援するため、全国各地で、合同企業説明会や、人材との交流会、新人定着研修といった様々なイベントを行います。



(3)利用方法

イベント等に参加を希望される中小企業・小規模事業者の方は、各実施機関（※中小企業庁ホームページでご確認ください）にご相談ください。実施機関によって、対象地域や業種等に制約があります。

3 | 金融・財務サポート施策活用のポイント

1 | セーフティネット保証制度

『取引先の倒産・自然災害などで資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

- 1号 大型倒産発生(*)により影響を受けている中小企業者
- 2号 取引先企業のリストラ等(*)により影響を受ける中小企業者
- 3号 突発的災害（事故等）(*)により影響を受ける中小企業者
- 4号 突発的災害（自然災害等）(*)により影響を受ける中小企業者
- 5号 全国的に業況の悪化している業種(*)に属する中小企業者
- 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
- 7号 金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）(*)に伴って借入れが減少している中小企業者
- 8号 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者

(*)具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。
上記対象者に対し、保証限度額の別枠化を図る制度です。

■保証限度額

(一般保証限度額)

- ・普通保証 2億円
- ・無担保保証 8,000万円
- ・無担保無保証人保証 1,250万円

(別枠保証限度額)

- ・普通保証 2億円
- ・無担保保証 8,000万円
- ・無担保無保証人保証 1,250万円

■保証料

おおむね0.7～1.0%以内で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業の皆様については、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

2 | 経営力強化保証制度

中小企業・小規模事業者が認定経営革新等支援機関（金融機関、税理士、診断士等）の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に、保証料を減免し、金融面だけでなく、事業者の経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。

(1)対象となる方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方

(2)支援内容

- 保証限度額：無担保8千万円、最大で2億8千万円（一般の保証とは同枠）。
- 保証料率：一般保証における保証料率から概ね0.2%引下げ
- 保証割合：責任共有保証（80%保証）。ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は100%保証。
- 保証期間：一括返済：1年以内、分割返済：運転資金5年以内、設備資金7年以内。
なお、本制度により保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内。
（据置期間はそれぞれ1年以内）

3 | 流動資産担保融資保証制度（ABL保証制度）

中小企業が有する売掛債権や在庫を担保とした融資に信用保証協会が保証を行うことにより、個人保証や不動産担保に過度に依存しない円滑な資金調達の実現を支援します。

(1)対象となる方

中小企業者（個人又は法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。（通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じです。）

(2)支援内容

中小企業者が保有している売掛債権（売掛金債権・手形債権・電子記録債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権など）及び棚卸資産を担保として金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額：2億円

保証割合：80%

（金融機関からの借入限度額は2億5,000万円）

■保証料率

借入極度額（借入金額）に対し、年率0.68%

■担保条件

- ・申込人の有する売掛債権及び棚卸資産のみを担保とします。法人代表者以外の保証人は徴求しません。
- ・売掛債権の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、（1）債権譲渡登記制度に基づく登記、（2）売掛先への通知、（3）売掛先の承諾のいずれかが必要です。
- ・棚卸資産の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、動産譲渡登記制度に基づく登記が必要です。

■保証期間

根保証方式：1年間（更新可能）

個別保証方式：1年以内

4 | 高度化事業

都道府県から、中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む場合に必要となる設備資金について、事業計画に対するアドバイスを受けたうえで、長期・低利（又は無利子）で貸付けを受けることができます。

(1)対象となる方(事業)

1. 経営戦略の実現や経営上の問題の解決に、事業協同組合などを設立し共同で取り組む中小企業者が対象となります。主な事業の活用例は以下のとおりです。
 - (1) 工場を拡張したいが隣接地に用地を確保できない、騒音問題のため操業に支障があるなどの問題を抱える中小企業者が集まり、適地に設備の整った工場を新設し、事業の拡大・効率化、公害問題の解決を図る〈集团化事業〉
 - (2) 商店街にアーケードやカラー舗装、駐車場などを整備したり、各商店を改装し、商店街の魅力・利便性を向上させ集客力を高める〈集積区域整備事業〉
 - (3) 大型店の出店などに対抗するため、地域の中小小売商業者らが、共同で入居するショッピングセンターを建設し、集客力・販売力を向上させる〈施設集約化事業〉
 - (4) 中小企業者が共同で利用する共同物流センター、加工場や倉庫などの施設を建設し、事業の効率化、取引先の拡大を図る〈共同施設事業〉
2. 地元の中小企業者を支援するために、第3セクター（株式会社、公益法人）、商工会・商工会議所等が行う、
 - (1) 起業家を支援するインキュベーション施設などを設置し運営する事業〈地域産業創造基盤整備事業〉
 - (2) 商店街活性化・集客力向上のため、多目的ホール、駐車場、共同店舗などを設置し運営する事業〈商店街整備等支援事業〉も対象となります。

(2)支援内容

1. 貸付条件

- ・ 貸付限度額：なし
- ・ 貸付割合：原則として80%以内
- ・ 貸付対象：設備資金
- ・ 貸付利率：年0.65%（平成27年度）又は無利子（特別の法律に基づく事業など）
- ・ 貸付期間：20年以内（うち据置期間3年以内）
- ・ 担保・保証人：都道府県又は中小企業基盤整備機構の規程により徴求

2. 診断の実施

貸付けに当たっては、事前に事業計画について、都道府県が中小企業診断士等の専門家を活用して診断・助言を行います。診断・助言には計画の内容により中小企業基盤整備機構も参加します。また、貸付後も運営診断・アドバイスは随時行っています。

4 | 商業・地域サポートの内容

1 | 低利融資制度(企業活力強化資金)

経営の近代化及び流通機構の合理化等を行う中小商業・サービス業を営む方は、必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

(1)対象となる方(事業)

中小企業者であって、次のいずれかに該当する方

- (1) 卸・小売・飲食店及びサービス業を営む方（左記を構成員とする事業協同組合等を含みます）
- (2) 中心市街地関連地域で卸・小売・飲食店、サービス業及び不動産賃貸業（中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に規定する者に限り）を営む方

(2)支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

■貸付限度額

【中小企業事業】 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

【国民生活事業】 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

■資金使途

以下の事項に必要な資金

- ・ 合理化、共同化等を図るための設備の取得（改造、更新を含む）
- ・ セルフサービス店の取得
- ・ 集配センターの取得（中小企業事業のみ）
- ・ 販売促進、人材確保
- ・ 新分野への進出
- ・ 訪日外国人旅行者対応

■ 貸付利率

○対象となる方（1）

【中小企業事業】基準利率、特別利率①、特別利率②

I. 特利対象設備導入関連

経営の合理化、共同化やセルフサービス店の取得等を行うに当たって必要となる、特利対象設備を導入する場合、必要な資金については特別利率が適用されます。

II. 空き店舗出店関連

上記 I. の条件と合わせて、特定の要件を満たす商店街の空き店舗に出店する場合、必要な資金については特別利率が適用されます。

III. 認定商店街活性化関連

地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合、必要な資金については特別利率が適用されます。

IV. インバウンド対応関連 《平成28年度より新たに措置》

消費税免税店や承認免税手続事業者が、免税手続カウンターの設置や免税対応機器の導入等、インバウンド対応に取り組む場合、必要な資金については特別利率が適用されます。

2 | 特定民間中心市街地経済活力向上事業

中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業計画を認定し、予算措置や税制措置、金融措置などにより重点的に支援します。

(1)対象となる方

民間事業者、まちづくり会社（※1）、商店街振興組合、商工会議所、NPO 法人等

（※1）自治体、商工会議所や地域金融機関等の出資を受け、地域コミュニティの活性化を図るための事業を始め、まちづくりに必要で一定の公共性をもった事業を展開する会社

(2)支援内容

中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地への来訪者又は就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い民間プロジェクト（特定民間中心市街地経済活力向上事業）に絞って、経済産業大臣がその計画を認定する制度です。認定を受けた事業計画に対し、以下の支援策を講じます。

(1) 予算措置

- ①商店街・まちなかインバウンド促進支援事業
- ②地域・まちなか商業活性化支援事業

(2) 税制優遇措置

建物等の取得に対する割増償却制度（5年間、30%）、登録免許税の1/2軽減といった税制優遇措置を適用。

(3) 金融措置

- ①市町村が認定された事業者に貸付けを行う際に、貸付け額の80%を上限に中小企業基盤整備機構が当該市町村に貸付けを実施
- ②施設整備者及び当該施設に入る店子に対する一層の低利融資を実施します。
- ③中小企業信用保険法に基づく債務限度額の拡大

(4) 大店立地法の特例

地元の住民や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化します。（大店立地法の届出の免除等）

(3)ご利用方法

中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業計画を認定し、予算措置や税制措置、金融措置などにより重点的に支援します。

- (1) 支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、経済産業省中心市街地活性化室及び各経済産業局の担当部局にお問い合わせ下さい。
- (2) 「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

■参考文献

中小企業庁 平成 28 年度中小企業施策利用ガイドブック